



鳥取県公報

平成14年4月9日(火)
第7373号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	建築計画概要書等の閲覧場所の一部改正 (234) (建築課)	1
議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (1)	2
公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課)	2
正 誤	平成14年3月29日付鳥取県公報号外第39号中訂正.....	3
	平成14年3月29日付鳥取県条例第41号中訂正.....	4

告 示

鳥取県告示第234号

平成11年鳥取県告示第394号（建築計画概要書等の閲覧場所について）の一部を次のように改正する。

平成14年4月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
閲覧の場所	書類の区分	閲覧の場所	書類の区分
鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課</u>	略	鳥取市東町一丁目271 <u>鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課</u>	略
倉吉市東巖城町2 <u>鳥取県倉吉地方県土整備局建築住宅課</u>	略	倉吉市東巖城町2 <u>鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課</u>	略
米子市糺町一丁目160 <u>鳥取県米子地方県土整備局建築住宅課</u>	略	米子市糺町一丁目160 <u>鳥取県米子土木事務所建築住宅課</u>	略

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成14年4月9日

鳥取県議会議長 石 黒 豊

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
2件	1件				1件	

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

3 参考

議会事務局に係る予算執行関連文書についての平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づく鳥取県知事に対する公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
6件	2件	3件			1件	

注 一部開示は、法人等の取引金融機関名、口座番号及び印影を除き開示したものである。

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成14年4月9日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 実施日時

- （1）平成14年5月27日（月）から同年6月3日（月）まで
- （2）時間 午前9時から午後4時50分まで

2 実施場所

鳥取市吉方温泉二丁目501 鳥取保養所いなば荘

3 講習事項

- （1）警備業務実施の基本原則に関すること。

- (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第1項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第1項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

5 受講申込書の受付期間

平成14年5月1日（水）から同月10日（金）まで（郵送による場合は、平成14年5月11日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受講申込書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する者
〒680 - 8520
鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課

7 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は正副2通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。
 - ア 4(1)に該当する者にあつては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 4(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証の写し
 - ウ 4(3)に該当する者にあつては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

8 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、37,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

9 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857 - 23 - 0111）にすること。

正 誤

平成14年3月29日付鳥取県公報号外第39号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

行 9

誤 鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を次のように改正する。

正 鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日公布の鳥取県条例第41号（鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
1	左欄	終わりから4	次項	事項
"	右欄	"	次項	事項